

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年九月二十七日奈良県指令建第一〇〇―一五四号

平成三十一年三月二十九日奈良県指令建第一〇〇―一五四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年二月五日建第九五七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市二見五丁目一一二一番八、一一二一番一〇、一一二一番一四、一一二一番三

〇、一一二一番三一及び一一二六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市本町一丁目一番一号

五條市長 太田好紀